

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
がとる
日の翌
の)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
病院を廃止した旨の届出
健康保険法による保険医療機関等の指定
収用手続の開始

告 示

鳥取県告示第六百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十四年 九月一日	医療法人 勤誠会 米子病院	米子市日原 三一九番地の一	精神科、神経 科、内科	松本 久

鳥取県告示第六百十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から病院を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
米子病院	米子市日原 三四八番地	精神科、神経科、内科	昭和四十四年 八月三十一日

鳥取県告示第六百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名	指定年月日	採用 点数表
庄司 医院	鳥取市湖山町 一、四二二	内科、小児科	庄司 泰子	昭和四十四年 十月一日	乙表 点数表
堀内 "	一、湖山町 一、五二五	内科、小児科、 婦人科	堀内 孝正	"	"
太田垣 "	國安	内科	太田垣豊穂	"	"

林	松浦診療所	錦織眼科医院	井田産婦人科	山本	天満	松浦	赤澤医院	脇田	川原産婦人科医院	医療法人厚生会 森脇病院	細田	神外科	世良	田邊	中曾医院
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
東町一四	東町一一	東町九一	東町五二	明治町五八	博労町一丁目	角盤町二丁目七〇	西倉吉町一六	中町一三	一丁目八	加茂町一丁目四	西町八六	内町一七二	二丁目六八	二丁目九一	三丁目一三
耳鼻咽喉科	内科、小児科	眼科、内科、外科	産婦人科	内科、小児科	産婦人科	内科、小児科	内科、小児科	肛門科、産婦人科、外科、皮膚科	産婦人科、外科	内科、小児科	産婦人科	外科、皮膚科、性病科、内科	内科、小児科	内科、小児科	産婦人科
林昇	松浦龍	錦織雄吉	井田亨	山本義雄	天満和人	松浦雄治	赤澤弘毅	脇田収吉	川原良雄	角洋子	細田英明	神清一	世良英弥	田邊正雄	中曾栄吾
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

医療法人清和会 垣田病院	山元	吉長	中原	高見	牧田	中井	三輪	松田	別所	林	三好	豊田医院	笠木小児科医院	医療法人育生会 高島病院	生田
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
東岩倉町二二七	上井四九二	横田四五二の二	国府三五七	宮川町	東町三三七の三	東町一三五四の一	東仲町二五八七	三丁目一〇八三	瀬崎町	瀬崎町二、七四〇	河原町一、八〇九	倉吉市堺町一丁目八七〇	中町七六	西町六	東町四
内科	外科、皮膚科、内科、皮膚科	内科、小児科	内科、産婦人科	産婦人科、内科、小児科、性病科、耳、鼻、咽喉科	性病科、内科、小児科、皮膚科	性病科、内科、小児科	性病科、内科、皮膚科	小児科、内科、皮膚科	産婦人科、小児科	形外科、内科、整形外科、皮膚科	内科、外科、皮膚科	内科	小児科、内科	泌尿器科、内科、整形外科、皮膚科、皮膚泌尿科	小児科、内科
垣田堅二郎	山元新太郎	吉長忠義	中原衛貞	高見薫	牧田淳	中井良平	三輪泰	松田伸	別所進	林秀夫	三好実三	豊田昭	笠木慶治	高島義頭	生田孝
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	点数表	点数表	"

宮田	御船	八百谷	多名部	滝川	三宅	永見	井澤	足立	稲賀	小酒	岡田	都田	中浜	作野	中西
青谷町 四三〇七の五	気高郡青谷町青 谷三七六六の一	字用瀬	八頭郡用瀬町 三六六	口ノ出町 九六	外江町一 二、五二	三、一〇二 耳鼻咽喉科	竹内町一 六九四の一	佐婆神 一、一六三	上道町 九二六	朝日町 一〇	日出町 三〇	京町八二	新屋町 五五	朝日町 一一一	境港市上道町 七二三
科	科	科	歯科	内科、小児科	内科、小児科	内科、小児科、 耳鼻咽喉科	内科、小児科	内科、小児科	外科	耳鼻咽喉科、眼 科	産婦人科、外 科、内科、性病	形外科、産婦人 科、外科、整	内科、婦人科	産婦人科、外科	内科
宮田 信次	御船 正輝	八百谷 一洋	多名部 栄	滝川 一尚	三宅 俊一郎	永見 広	井澤 清	足立 利顕	稲賀 幸	小酒 丈夫	南家 宏吉	都田 寅三	柏原 村子	作野 広	中西 莊
日	日	日	一日 点数表	十日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)

武内	東伯郡羽合町 田後五七二	武内富喜子
市谷薬局	鳥取市立加町 五丁目東管住宅 一六七の一	市谷賀栄子
米子	米子市茶町六五	吉原多三郎

鳥取県告示第六百十八号

土地収用法の一部を改正する法律施行法(昭和四十二年法律第七十五号)第四條の規定により収用の手続が保留されているとみなされた土地について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四條の規定に基づき、収用の手続を開始する旨の申立てがあつたので、同法第三十四條の三の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 図面の縦覧場所 米子市役所
- 二 起業者の名称 建設大臣
- 三 事業の種類 一般国道九号改築工事
- 四 起 業 地 米子市加茂町一丁目、加茂町二丁目、中町、東倉吉町、朝日町、角盤町二丁目及び錦町一丁目
- 五 収用の手続を開始する土地の所在 米子市東倉吉町